

公営住宅等ストック総合改善事業

1. 目的

既設公営住宅又は既設特定公共賃貸住宅等について、計画的な改善・更新を総合的に推進することにより、公営住宅ストックや特定公共賃貸住宅等ストック等の居住水準の向上と総合的な活用を図る。

2. 事業の構成

- ①公営住宅ストック総合改善事業
- ②特定公共賃貸住宅等ストック総合改善事業
- ③サービス付き高齢者向け住宅等ストック総合改善事業（認知症高齢者向けグループホームへの改良に限る。）

3. 基本的要件

改善内容	施行要件
(原則)	平成2年度以前の予算で整備されたもの
・耐震改修	昭和56年度以前の予算で整備され、旧耐震基準の適用を受けたもの
・全面的改善(トータルリモデル)	建設後30年を経過したもの
・防犯対策	平成12年度以前の予算で整備されたもの
・バリアフリー化	平成14年度以前の予算で整備されたもの
・エレベーター設置	平成14年度以前の予算で整備されたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改善 ・障害者向け改善 ・認知症対応型グループホーム改善 ・住宅用防災機器の設置 ・地デジ対応設備の設置 ・既存エレベーター改修 ・省エネルギー改善 	年度要件なし

※ 公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われる事業であること。

※ 特に小規模な改善事業（補助対象額が100万円未満）は、原則として助成対象外とする。

4. 対象工事

- ① 規模増改築
- ② 住戸改善
- ③ 共用部分改善
- ④ 屋外・外構改善
- ⑤ 全面的改善【公営住宅のみ】

5. 支援内容

- (1) 整備費に対する助成
 - 整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。
- (2) 家賃の低廉化に要する費用に対する助成
 - 全面的改善、耐震改修、エレベーター設置に係る改修を実施する場合は、改善後の家賃が上昇する。
 - 従って、改善後の近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

助成期間

- 全面的改善(5年間)
- 耐震改修(3年間)
- エレベーター設置(1年間)